

江戸川区公園遊具等設置基準

令和 7 年 6 月
環境部水とみどりの課

目 次

はじめに.....	1
1 公園体系・配置.....	1
(1) 公園体系	1
(2) 整備単位・配置.....	1
(3) 防災機能	1
2 遊具設置基準.....	3
(1) 趣旨・目的	3
(2) 適用範囲	3
(3) 「拠点となる公園」に設置する遊具.....	3
(4) 「身近な公園」に設置する遊具等.....	7
(5) 公園を新設する場合の考え方.....	11
2 公園手洗所設置基準.....	13
(1) 趣旨・目的	13
(2) 適用範囲	13
(3) 公園手洗所の配置の方針.....	13
(4) 公園手洗所の設置・撤去・更新.....	14
(5) 公園手洗所を設置する上での制限.....	14
3 公園時計設置基準.....	15
(1) 趣旨・目的	15
(2) 適用範囲	15
(3) 公園時計の設置方針.....	15
(4) 公園時計の設置・撤去・更新.....	15

はじめに

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

本区では、昭和 45 年から「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉に区民の皆さんと行政が一体となり公園の整備など緑化運動を推進してきました。その結果として、令和 6 年 4 月時点で区立公園が 496 園、都立公園が 5 園整備され、区民 1 人あたりの公園面積は都立公園を含め 11.28 m²となり、これは都市公園法施行令で定める 1 人あたりの公園面積の標準 10 m²を上回るものとなりました。

一方で、区立公園の多くは、昭和 50～60 年代に整備され、7 割以上が整備後 30 年を経過しており、施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増大が課題となっています。

こうした状況を改善することを目的に、公園体系及び配置の再整理を行い、各公園の持つ機能や特性に応じたメリハリのある公園整備並びに管理・運営を行っていくため「江戸川区遊具等設置基準」を定めることとした。

1 公園体系・配置

(1) 公園体系

区立公園を、区内外へ魅力を発信する「特色ある公園」と、整備単位ごとに配置する「拠点となる公園」及び「身近な公園」の 3 つに分類する。このうち「身近な公園」は、遊具を使い楽しく遊ぶことのできる「36 の基本動作ができる公園」、乳幼児が安心して遊べる「子供向け公園」、休養施設や緑陰などを備えた「大人向け公園」、自由な使い方ができる「はらっぱ公園」に分類する。

(2) 整備単位・配置

区立公園の整備単位は、小学校の学区域を 1 つの整備単位とする。

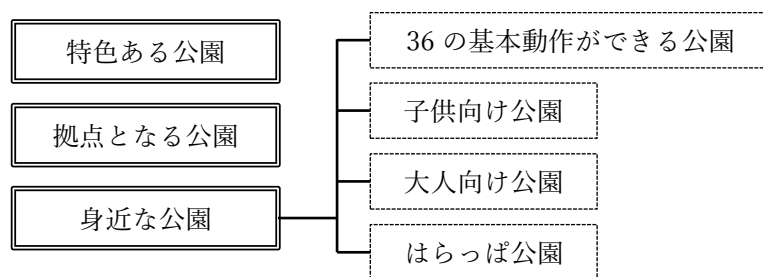
整備単位ごとに、原則として「拠点となる公園」を 1 園、その他の公園を「身近な公園」に設定する。なお、「身近な公園」に属する「36 の基本動作ができる公園」、「子供向け公園」、「大人向け公園」、「はらっぱ公園」は整備単位ごとにバランスよく配置する。

また、「特色ある公園」は整備区域にとらわれずに配置する。

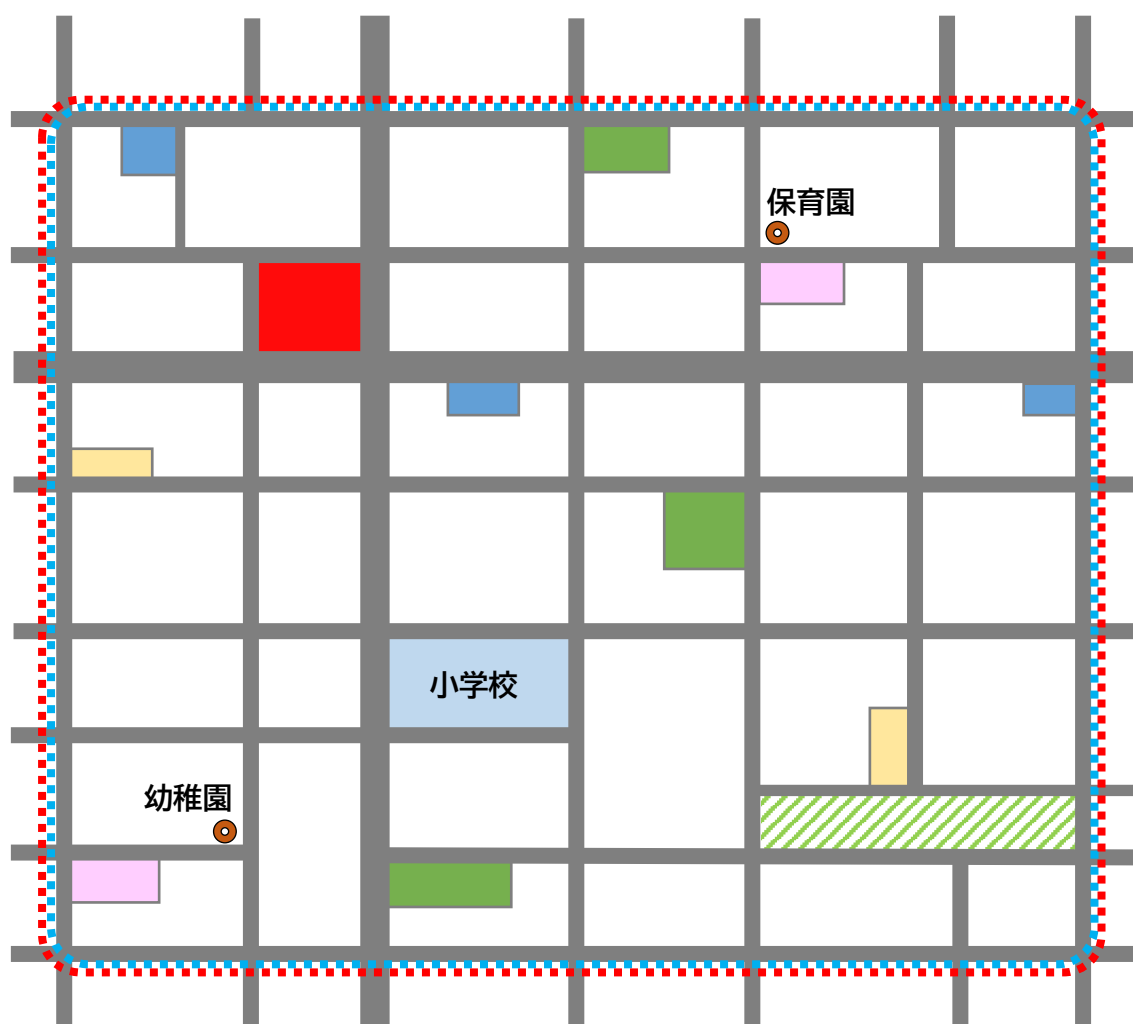
(3) 防災機能

区立公園は「江戸川区地域防災計画」において、一時集合場所として指定され、公園など、みどりのオープンスペースは大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能する。このことから、原則として全ての区立公園には、「マンホールトイレ」、「かまどベンチ」、「防災井戸」を設置する。

<公園体系図>



<公園配置イメージ図>



凡例

- | | |
|---------|----------------------|
| 整備単位 | 身近な公園（36の基本動作ができる公園） |
| 小学校 学区域 | 身近な公園（子供向け公園） |
| 特色ある公園 | 身近な公園（大人向け公園） |
| 拠点となる公園 | 身近な公園（はらっぱ公園） |

2 遊具設置基準

(1) 趣旨・目的

遊具は公園の核となる施設のひとつであり、各公園に適した遊具を設置することで、公園全体の魅力を向上させることが期待される。そのため、各公園の持つ機能や特性に応じてメリハリある遊具の導入を図ることを目的とした「遊具設置基準」を定める。

(2) 適用範囲

本基準は、「拠点となる公園」及び「身近な公園」の整備（再整備を含む）並びに既存遊具の撤去・更新を行う場合に適用する。

(3) 「拠点となる公園」に設置する遊具

ア 基本的な視点

「拠点となる公園」は、『すべての人が過ごせる公園』をコンセプトに、障がいの有無に関わらず乳幼児から高齢者まで、すべての区民が利用したくなる公園づくりを目指す。

整備にあたっては、原則としてインクルーシブ遊具の導入を図る。

また、インクルーシブ遊具の導入にあたっては、以下の＜インクルーシブ遊具の導入にあたって配慮すべき視点＞に示した7つの視点に配慮する。

なお、拠点となる公園は、複合的な機能を必要とすることから公園面積 2,500 m²以上を標準とし、整備区域内に 2,500 m²以上の公園が整備できない場合は複数の公園で機能を分担する。

拠点公園は以下に示す＜「拠点となる公園」の選定フロー＞に基づき選定する。

＜インクルーシブ遊具の導入にあたって配慮すべき視点＞

「公平」：だれもが同じように利用できる

「簡単」：利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に利用できる（遊具までの到達や乗のしやすさを含む）

「安全」：特別な注意を払わなくても、危険なく利用できる

「機能」：使い勝手よく利用できる

「快適」：気持ちよく利用できる

「選択」：多様なリスクの程度や遊具基数、種類などを選択して利用できる

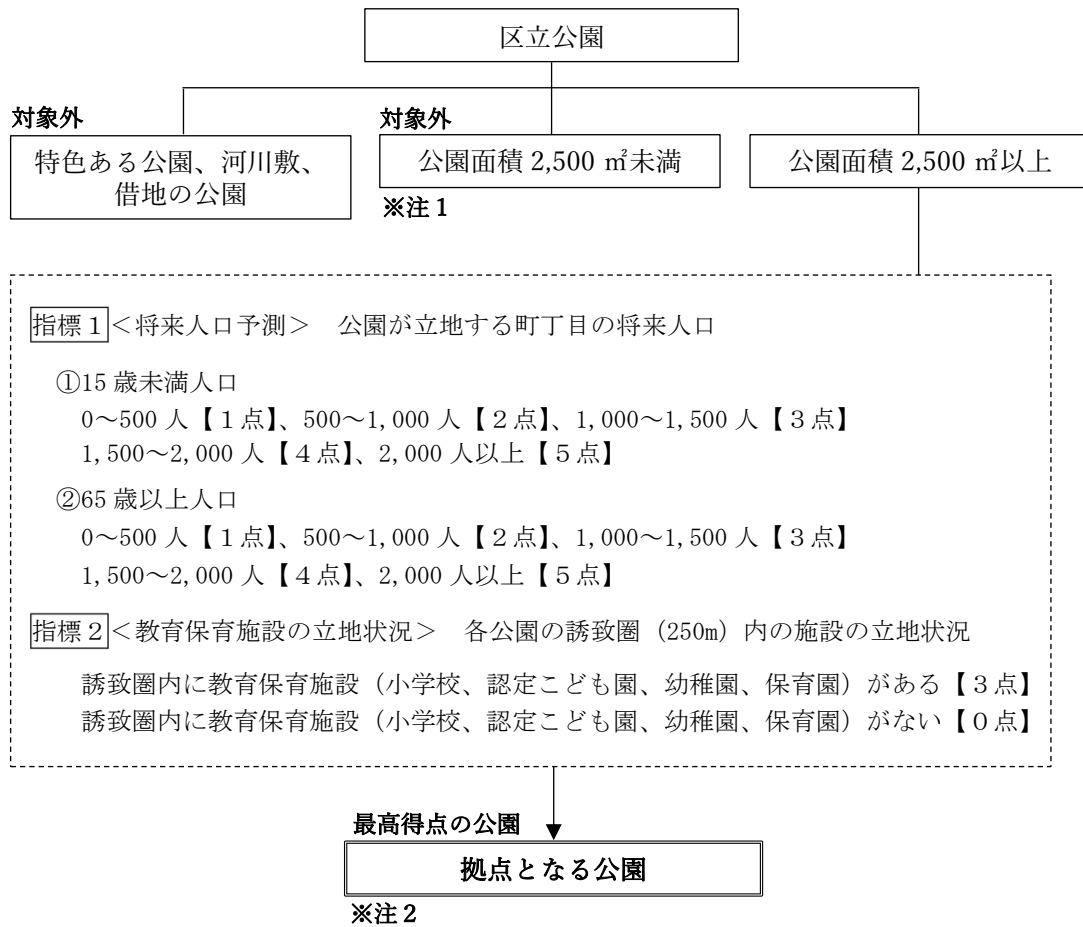
「交流」：子ども同士、保護者等の交流や新たな遊びが生まれる

なお、遊具の導入にあたっては、以下の基準に準拠することとする。

- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）国土交通省
- ・遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（一社）日本公園施設業協会

資料「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（令和3年4月 東京都建設局）を基に作成

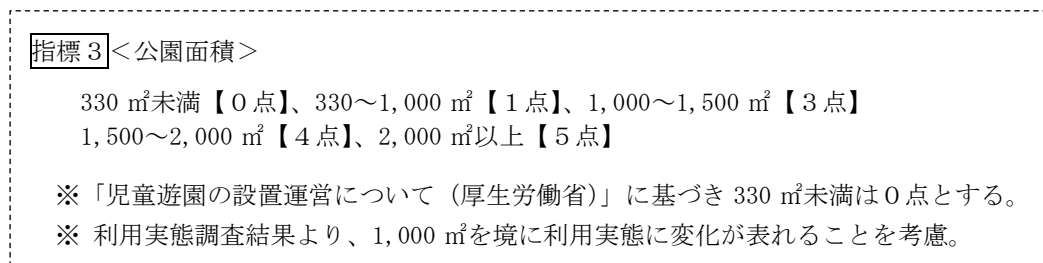
＜「拠点となる公園」の選定フロー＞



注1 2,500 m²以上の面積を有する公園がない整備区域では、上記2つの指標と以下の指標3を基に選定を行う。この時、得点が上位の公園から順に2,500 m²の面積を確保できるまで複数公園を選定する。

注2 複数の公園が最高得点となる場合は、公園の利用実態等を考慮し総合的に判断して決定する。

注3 整備区域が重複する公園において、いずれかの整備区域で「拠点となる公園」と選定された場合は、他方の整備区域においては「拠点となる公園」として位置付けない。



イ インクルーシブ遊具の種類

インクルーシブ遊具の導入にあたっては、以下の遊具を参考とし、利用者の体の動きに着目して選択する。

<インクルーシブ遊具の主な区分>

No	主な遊具の種類
1	複合遊具（滑り台・登はん遊具・パネル遊具等の複合）
2	滑り台
3	ブランコ
4	揺動遊具（シーソー・スプリング系・スイング系）
5	回転遊具
6	クッション遊具
7	音を楽しむ遊具
8	砂場
9	パネル遊具（微細な動き、パズル、迷路等）
10	懸垂系遊具（ラダー、鉄棒等）
11	登はん・バランス系遊具
12	ネット遊具
13	ロープ遊具
14	居心地の良い遊具（コージースポット等）
15	水遊び場
16	自然遊び場（森の迷路・レイズド花壇・はらっぱなど）
17	路上絵

<各遊具と利用者の身体の動き等>

No	主な遊具の種類	すべる	ゆれる	まわる	のぼる	はねる・とぶ	ぶらさがる	ねそべる・はう	ふれる	かぐ	音を楽しむ	微細な動き	クールダウン	社会的遊び
1	複合遊具	○			○		○	○			○	○	○	○
2	滑り台	○			○			○					○	
3	ブランコ		○											
4	揺動遊具		○				○							
5	回転遊具		○	○										
6	クッション遊具		○			○		○						
7	音を楽しむ遊具								○		○			
8	砂場							○	○					○
9	パネル遊具								○	○		○		○
10	懸垂系遊具				○		○							
11	登はん・バランス系遊具		○		○	○	○							
12	ネット遊具		○		○		○	○						
13	ロープ遊具		○	○			○							
14	居心地の良い遊具							○					○	○
15	水遊び場								○		○			○
16	自然遊び場					○		○	○	○			○	○
17	路上絵					○								

※「社会的遊び」とは、ルールのある仲間との遊びやごっこ遊びなど。

資料「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（令和3年4月 東京都建設局）を基に作成

ウ 遊具設置基準

(ア) 設置する遊具の規模

設置する遊具の規模は、以下の＜公園規模と設置遊具の規模＞を標準とする。ただし、地形状況や現在の各施設の配置状況、見通しや利用動線等の安全面に留意しながら柔軟に対応していくものとする。

＜公園規模と設置遊具の規模＞

公園面積	遊具設置方針
1,000 m ² 以上	複合遊具や地域ニーズに応じた複数の遊具の導入を図る。
1,000 m ² 未満	核となる遊具といくつかの小型遊具の導入を図る。

※1 整備区域内で「拠点となる公園」が複数ある場合は、公園面積規模に応じて設置する遊具の規模を選定する。ただし、地形状況や現在の各施設の配置状況、見通しや利用動線等の安全面に留意しながら柔軟に対応する。

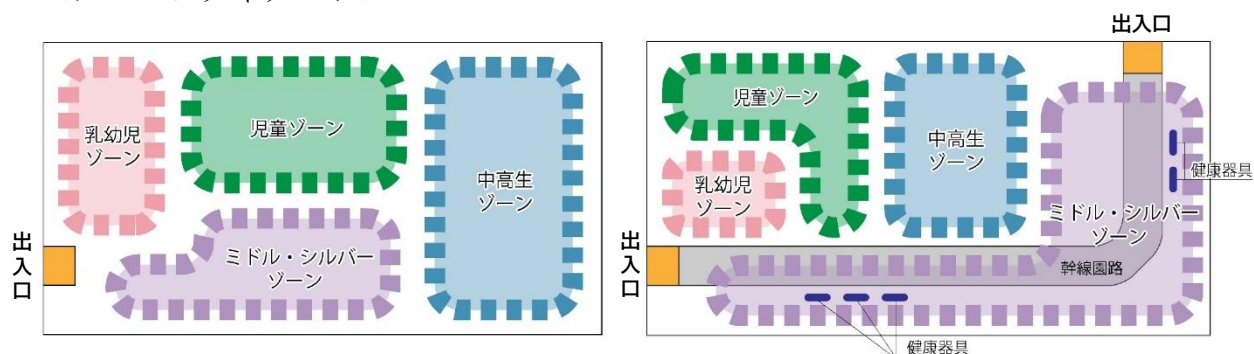
(イ) ゾーニングの検討

「拠点となる公園」は、『すべての人が過ごせる公園』をコンセプトに、乳幼児から高齢者まで、広く区民が利用したくなる公園づくりを目指すことから、それぞれの年齢層が快適に過ごせるよう、各年齢層に応じたゾーニングを検討する。

具体的には、未就学児が安全・安心・快適に利用できる「乳幼児ゾーン」、小学生が楽しく活発に活動できる「児童ゾーン」、中高生でも楽しく遊ぶことができる「中高生ゾーン」、さらに、中高年や高齢者の健康増進や交流空間となる「ミドル・シルバーゾーン」に分類する。

なお、整備区域内に拠点となる公園が複数ある場合は、それぞれの公園で4つのゾーンを分担する。また、大規模な公園におけるゾーニングでは、幹線園路の配置も併せて検討することで、より各ゾーンが明確化されるとともに、「ミドル・シルバーゾーン」における健康器具等の配置計画にも資することが期待できる。

＜ゾーニングイメージ＞



＜ケース1＞

幹線園路を含まないゾーニングイメージ

＜ケース2＞

幹線園路配置を含むゾーニングイメージ

(ウ) 設置遊具の選定

遊具の設置は、「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン（令和3年4月東京都建設局公園緑地部公園建設課）を踏まえ、それぞれのゾーンに適合する遊具を、その機能、ニーズ、規模等を総合的に判断して選定する。なお、特定のゾーンやゾーン内の特定エリアに遊具を集中させることは避け、利用者同士の交流機会が広がるようバランス良く選定、配置する。

また、「ミドル・シルバーゾーン」では、高齢者の交流機会の広がりのほか、健康づくりの観点から健康器具も含めバランス良く選定、配置する。

(エ) 検討プロセス

上記（ア）～（エ）の検討にあたっては、公園ごとの利用ニーズを反映する必要があることから、ワークショップを開催し検討する。また、ワークショップの開催が難しい場合は、地元町会や関係機関などへのアンケート調査やヒアリング調査などを通じて利用ニーズの把握に努める。

(オ) その他

遊具など公園に設置する施設の選定にあたっては、上記（エ）による利用ニーズを考慮するほか、将来の維持管理費も含めて検討する。

また、遊具の配置にあたっては、誰もが安全に楽しめるよう配慮する。

(4) 「身近な公園」に設置する遊具等

ア 基本的な視点

「身近な公園」は、『誰もが歩いて行ける公園』・『地域の庭』をコンセプトに、公園ごとに特色を持たせ、幅広い世代のニーズに対応できるよう整備区域内にバランスよく配置することで、区民が自分の庭のように利用したくなる公園づくりを目指す。

なお、本区が目指す「身近な公園」は、次の4つに分類する。

< 「身近な公園」の分類 >

形態		概要
遊具有	「幼少期に身につけたい36の基本動作」ができる公園	・遊具を使い楽しく遊ぶことができる公園
遊具無	子供向け公園	・乳幼児が安心して遊べる公園 ・ボール遊びができる公園
	大人向け公園	・休養施設や緑陰などを備えた居心地のいい公園
	はらっぱ公園	・自由な使い方ができる公園

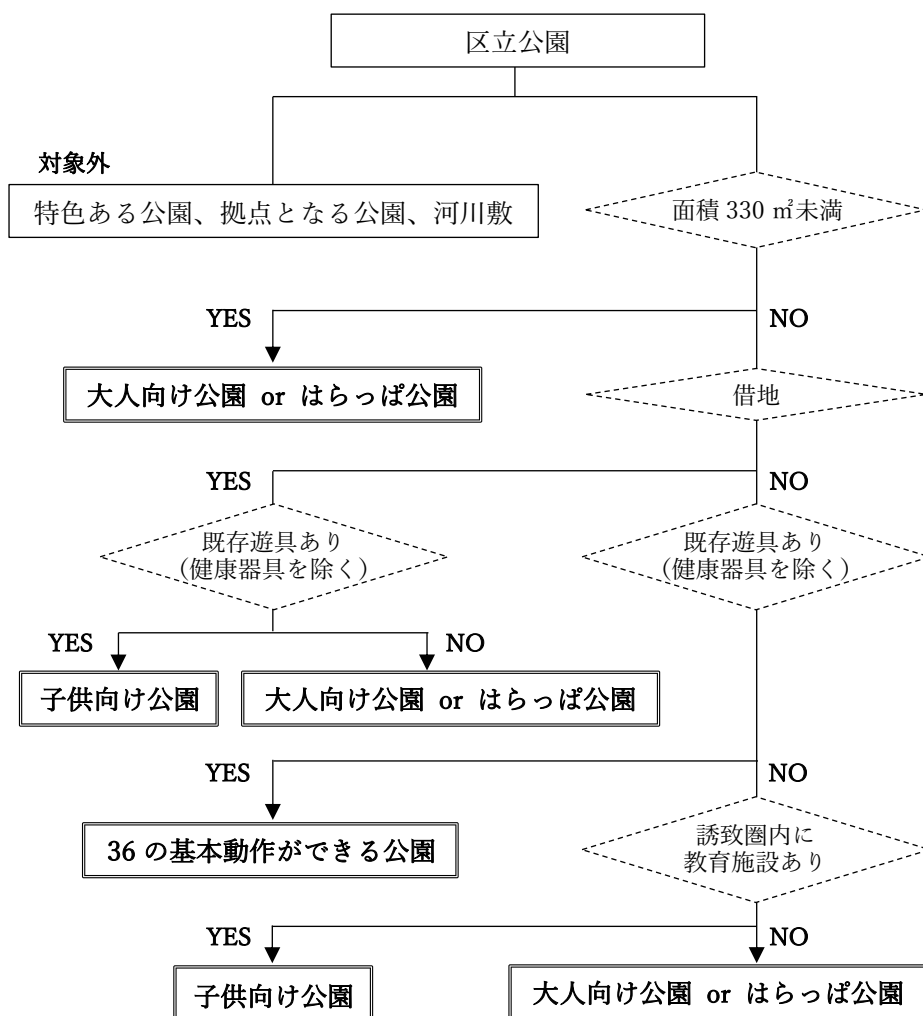
※ボール遊びができる公園はゴムボールなどの柔らかいボールの使用を想定

イ 身近な公園の選定・配置

「身近な公園」は、ア で示した4種類の公園を、以下に示す「身近な公園」の種別選定フローに基づき分類する。

また、公園の配置にあたっては、整備区域内で偏りなくバランスよく配置することに留意する。

<「身近な公園」種別選定フロー>



注1 「36の基本動作ができる公園」に設置する遊具は、＜遊具のできる主な動き＞（P9）を参考に、原則として整備区域内で機能が重複しないよう配慮する。

注2 「大人向け公園」と「はらっぱ公園」の選定については、周辺状況などを考慮し総合的に判断して決定する。

注3 遊具を設置しない公園のうち、既存の公園に遊具が設置されている場合は、公園の改修に合わせ遊具を撤去する。

注4 公園の実態調査から面積が概ね1,000 m²以上の公園は、複合的な機能を有し、様々な利用がなされている場合が多いことが確認されている。このことから「36の基本動作ができる公園」のうち、面積が1,000 m²以上の公園については、遊具を設置するほか、可能な場合は公園内でゾーニングを行い、「36の基本動作ができる公園」以外の「身近な公園」の機能も合わせて持たせることを検討する。

ウ 「幼少期に身につけたい 36 の基本動作」と遊具の関係

「幼少期に身につけたい 36 の基本動作」と主な遊具との関係は以下に示すく遊具でできる主な動き>のとおりとする。

整備区域内で全ての基本動作ができる公園づくりを進めることで、子どもの身体的能力の発達につなげていくことを目指す。

<遊具でできる主な動き>

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
主な遊具	たつ	おきる	まわる	くむ	わたる	ぶらさがる	さかだち	のる	うく	あるく	はしる	はねる	すべる	とぶ	のぼる	くぐる	はう	およぐ	もつ	ささえる	はこぶ	おす	おさえる	こぐ	つかむ	あてる	とる	わたす	つむ	ほる	ふる	なげる	うつ	ける	ひく	たおす	
ブランコ (注)								○														○		○	○									○			
すべり台													○		○										○												
鉄棒			○			○																			○										○		
ジャンプパッド (注)	○				○	○		○		○					○	○				○					○												
回転ジャンプパッド			○					○							○	○				○		○			○												
ロープウェイ						○		○						○	○										○												
平均台 (注)	○				○					○	○									○																	
太鼓はしご (注)	○				○	○		○							○		○			○					○												
雲梯 (注)					○	○														○					○												
シーソー (注)								○															○		○										○		
はん登棒 (注)													○		○					○					○												
クレーン遊具 (注)	○														○					○					○												
吊り橋、ネット渡り	○				○					○	○				○										○												
スイング遊具 (注)								○												○				○													
砂場																			○	○	○				○			○	○	○						○	
ボール遊び																			○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○			

(注)：幼児、児童で規格が分かれている遊具

※ No9, 18 はプールでできる動き

No1~4, 7, 10~12, 14, 17, 22, 23, 35~36 は、遊具がなくてもでできる動き

エ 遊具等設置基準

(ア) 「幼少期に身につけたい 36 の基本動作」ができる公園

「幼少期に身につけたい 36 の基本動作」ができる公園（以下、「36 の基本動作ができる公園」という。）には、＜遊具のできる主な動き＞（P9）を参考に遊具を選定し設置する。

なお、遊具の選定にあたっては、原則として整備区域内に設置される遊具で 36 の基本動作を満たし、機能が重複しないよう選定する。同種遊具が複数設置されている場合は、遊具の劣化状況その他使用見込み期間などを考慮し、更新に合わせ機能転換を図り、整備区域内でバランスよく 36 の基本動作が実践できるよう配慮する。

さらに、整備区域内に設置されている既存の遊具で 36 の基本動作を満たせない場合は、＜遊具のできる主な動き＞（P9）を参考に、公園の改修に合わせ整備区域内でバランスよく 36 の基本動作が実践できるよう各公園の遊具の入れ替えを行う。遊具の入れ替えにあたっては、上記同様、各遊具の劣化状況その他使用見込み期間などを考慮しながら計画的に行う。

(イ) 子供向け公園

「子供向け公園」は、ゴムボールなどの柔らかいボールを使った遊びが楽しめるなど大型の遊具がなくても子どもが安心して遊べる公園づくりを念頭に、「36 の基本動作を満たす公園」以外の公園を対象として選定する。設置する施設は、「築山」や「砂場」、「路上絵で楽しめる空間」、「幼児用遊具」など、大型遊具がなくても楽しめる施設とする。なお、『ボール遊びができる空間づくり』にあたっては、周辺環境への配慮に留意する。

(ウ) 大人向け公園

「大人向け公園」は、主としてくつろぎや交流の場となる公園づくりを念頭に、「36 の基本動作を満たす公園」以外の公園を対象として選定する。設置する施設は、「休養施設」や「健康器具」を基本とし、規模の大きな公園にあっては、健康づくりを目的としたグラウンドゴルフなどができる広場・空間の整備などを検討する。

(エ) はらっぱ公園

「はらっぱ公園」は、利用者が自由に使える公園を念頭に、「36 の基本動作を満たす公園」以外の公園を対象として選定する。原則として遊具をはじめとした公園施設などは設置しない。ただし、必要に応じて便益施設など公園の利便性や魅力の向上に資する施設については設置を検討する。

(オ) その他

遊具など公園に設置する施設の選定にあたっては、将来の維持管理費も含めて検討する。

また、遊具の設置にあたっては、誰もが安全に楽しめるよう配慮する。

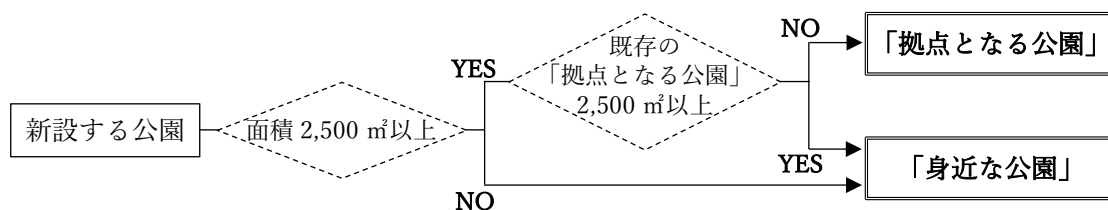
(5) 公園を新設する場合の考え方

新設する公園の種別選定については、原則として、整備区域内に 2,500 m²以上の「拠点となる公園」が存在する場合は新設する公園を「身近な公園」として位置づける。また、整備区域内に 2,500 m²以上の公園がなく、新設する公園が 2,500 m²以上の場合は新設する公園を「拠点となる公園」として位置付ける。なお、公園の種別選定にあたっては上記原則のほか、既存公園の利用状況や公園周辺の将来人口予測、新設する公園の立地状況などを総合的に判断する。

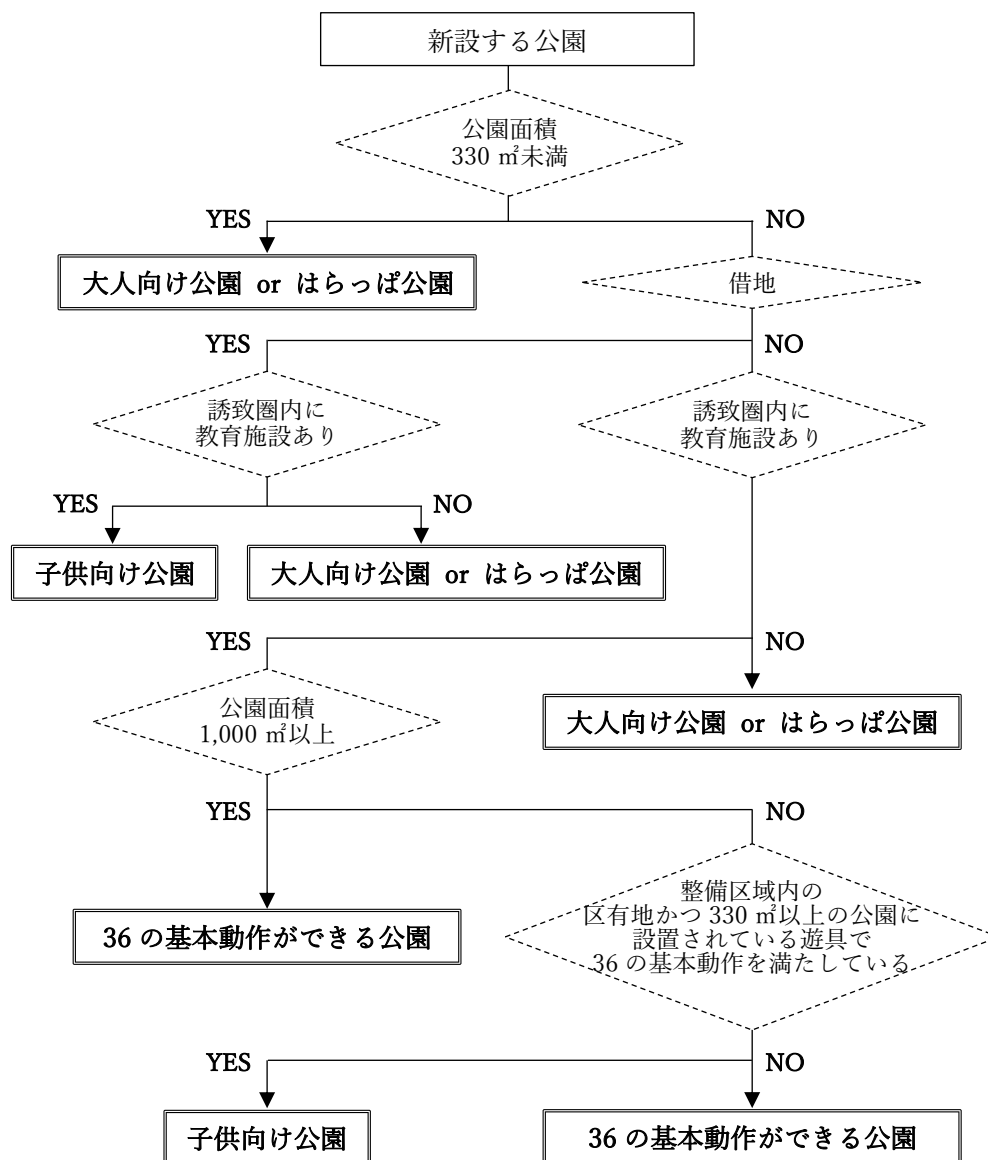
新設する公園が「拠点となる公園」に位置付けられた場合、既存の「拠点となる公園」は「身近な公園」として再設定する。この「身近な公園」は更新する際に、その他の「身近な公園」との機能分担を考慮するものとする。

なお、公園種別は、以下に示す＜新設する公園の種別選定フロー＞及び＜「身近な公園（新設）」の種別選定フロー＞に基づき分類する。

＜新設する公園の種別選定フロー＞



＜身近な公園（新設）の種別選定フロー＞



注1 「36の基本動作ができる公園」に設置する遊具は、＜遊具でできる主な動き＞（P9）を参考に、原則として整備区域内で機能が重複しないよう配慮する。

注2 「大人向け公園」と「はらっぱ公園」の選定については、周辺状況などを考慮し総合的に判断して決定する。

注3 公園の実態調査から面積が概ね1,000㎡以上の公園は、複合的な機能を有し、様々な利用がなされている場合が多いことが確認されている。このことから「36の基本動作ができる公園」のうち、面積が1,000㎡以上の公園については、遊具を設置するほか、可能な場合は公園内でゾーニングを行い、「36の基本動作ができる公園」以外の「身近な公園」の機能も合わせて持たせることを検討する。

2 公園手洗所設置基準

(1) 趣旨・目的

公園手洗所は、都市公園法第2条第2項において公園施設のひとつとして位置付けられており、本区では令和6年4月時点で368公園に480棟の手洗所が設置されている。

公園手洗所は、来園者の快適な公園利用に資するために設置してきた一方で、老朽化に伴う維持管理費の増加や公衆衛生面の問題など、公園手洗所を取り巻く課題も多く、区民ニーズを踏まえた効率的な運用を図っていく必要がある。

そのため、区立公園に設置された手洗所について、利用状況や手洗所が設置されている公園の位置付け等を踏まえ、効率的かつ効果的な再配置を図ることを目的に、「公園手洗所設置基準」を定める。

(2) 適用範囲

本基準は、公園管理者が手洗所を設置または撤去・更新する場合に適用する。

(3) 公園手洗所の配置の方針

公園に求める機能を考慮し、「特色ある公園」と「拠点となる公園」については、原則として手洗所を配置する。また、「特色ある公園」と「拠点となる公園」以外の公園（借地の公園を除く）には、徒歩5分以内（半径250m）を誘致圏とし、手洗所の空白地域がなくなるように配置する。なお、河川敷に設置されている手洗所は堤防により住宅地側と誘致圏が分断されているため、河川敷・住宅地側それぞれにある手洗所の誘致圏は互いに堤防を超えないものとする。

また、「特色ある公園」と「拠点となる公園」以外の公園に設置されている手洗所の誘致圏の全てが、他の手洗所の誘致圏内にある手洗所及び、借地の公園に設置されている手洗所は、地元町会などと協議の上、撤去を検討する。一方、他の手洗所の誘致圏内であっても手洗所を設置することで誘致圏の空白地域をカバーできる位置に整備された公園（借地の公園を除く）には手洗所の設置を検討する。

手洗所の設置数・規模は、公園の利用状況等を考慮し決定する。また、区有地の公園に設置されている手洗所を撤去する場合は、マンホールトイレへの転換を図り、合わせて防災井戸を設置する。

ユニバーサルデザインの観点から、対象となるすべての公園において「だれでもトイレ」を設置する。

(4) 公園手洗所の設置・撤去・更新

既存手洗所の更新は、劣化状況その他使用見込み期間などを考慮し適切な時期に実施する。また、手洗所を新設する場合は公園の改修・新設に合わせ実施するとともに、撤去する場合は、手洗所の更新時期に合わせ実施する。

(5) 公園手洗所を設置する上での制限

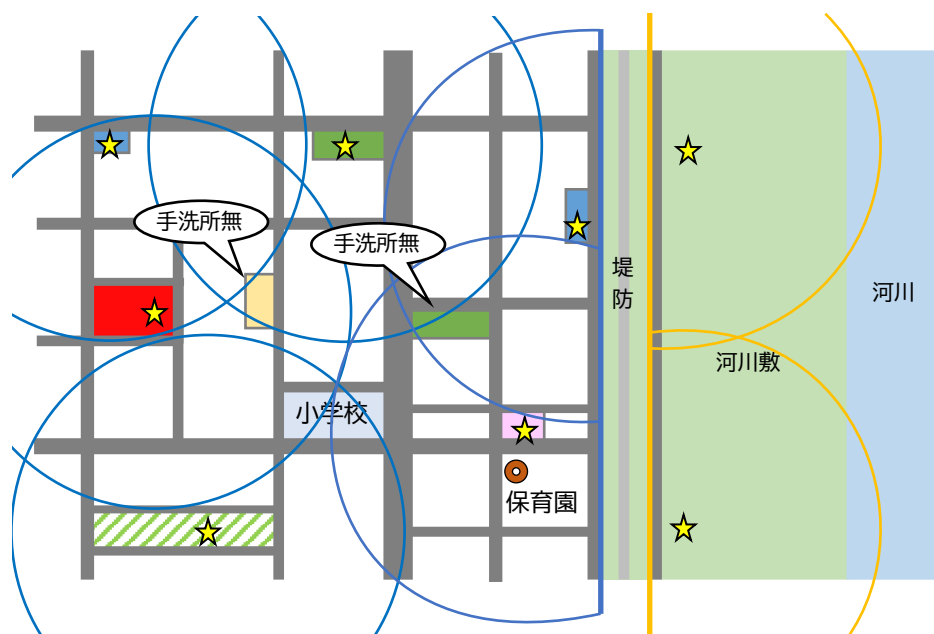
ア 建築物の建築面積の最高限度

手洗所を含む建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、江戸川区立公園条例で定める範囲内でこれを超えることができる。

イ 接道義務

建築基準法第 43 条に規定する接道要件を満たしていない都市公園においては、原則、建築物を設置することはできない。

<手洗所配置イメージ>



凡例

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 特色ある公園 | 手洗所 |
| 拠点となる公園 | 手洗所誘致圏（住宅地側） |
| 身近な公園（36 の基本動作ができる公園） | 手洗所誘致圏（河川敷側） |
| 身近な公園（子供向け公園） | |
| 身近な公園（大人向け公園） | |
| 身近な公園（はらっぱ公園） | |

3 公園時計設置基準

(1) 趣旨・目的

公園に設置された時計は、公園利用者に時間を知らせるなど、様々な役割を担ってきた。一方で、社会情勢の変化に伴い、その役割は徐々に薄れてきている。また、整備からの経年で老朽化が進み、故障に伴う維持管理費の増加など課題も多く、効率的な配置・運用を図っていく必要がある。

そのため、公園に設置された時計について、維持管理費の低減も含め、効率的な配置、運用を行うことを目的に「公園時計設置基準」を定める。

(2) 適用範囲

本基準は、公園管理者が時計を設置または撤去・更新する場合に適用する。

(3) 公園時計の設置方針

公園の利用状況を考慮し、原則として公園時計は利用者が多い「拠点となる公園」に設置する。また、「特色ある公園」は公園ごとにその特色が大きく異なるため、設置の可否については公園の特色や利用状況等を考慮し総合的に判断する。

なお、設置または更新する時計は、「共架タイプ（電池式）」を標準とする。

(4) 公園時計の設置・撤去・更新

既存時計の撤去・更新は、機器等の劣化状況から判断し、適切な時期に実施する。

また、時計を新設する場合は原則として公園の改修・新設に合わせ実施する。